

全般について

前提として、保護命令制度をどのような制度に改めるのかについて、より具体的な仕組みを議論する必要があると思います。実務上の支障の有無や手続として機能するかなどについて、的確な議論をするには、具体的な仕組みが明確にされることが不可欠であると思われます。

論点①について

精神的暴力、性的暴力を保護命令の対象とする場合、具体的な要件についても議論すべきであると考えます。

精神的暴力・性的暴力の被害の中には、将来生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると容易に認められるほどのものもあると思われますが、そうでないものについても、保護命令の対象とするかは退去命令や刑罰を伴うという法律効果に照らして、様々な意見があるように思われます。また、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれの認定が微妙な場合には、裁判所が迅速かつ適切に保護命令を発令できない事態が生じかねません。

論点②について

(1) 新たな命令制度については、具体的な命令制度の提案もありませんので、現時点では意見を申し上げることが困難です。どのような制度とするのか具体的なたたき台をもとに議論すべきと考えます。

手続上とり得る選択肢が少ないことが保護命令の活用の低下につながっているという検証結果はなく、厚生労働省の資料によれば、婦人相談所の一時保護なども利用が減少しているようですので、保護命令の申立件数の減少要因については慎重な検討が必要かと思えます。

なお、保護命令について選択肢が多くなると、その選択が争いになり、迅速な発令の障害にならないかが危惧されることを付加しておきたいと思えます。

(2) 暫定的な命令制度についても具体的な仕組みを示してもらった上で議論すべきと考えますが、前にもお話したとおり、現行法14条1項但書では無審尋の発令が認められており、令和元年には12件、令和2年には18件の無審尋発令がなされているところであり、これに加えて暫定的な命令制度を作る立法事実があるかはよく検討しなければならないと思えます。

まずは現行制度の活用を考えるべきであり、保護命令を求める申立人において、暫定的な命令を発しなければならぬような事情を説明して無審尋発令を求めるようにするのが相当と思われます。このことは第1次改正時の議

論と同一であり、今回、それにもかかわらず、暫定的な命令制度を導入することを提言するためには、この意見に対して説得力ある反論をしなければならないものと思います。

ワーキンググループでは現場に臨場した警察官が暫定的な命令を発令することで裁判手続を利用するよりも迅速に発令することが可能になるとのご意見がありました。こうした警察による手続を裁判手続とは別個に設けるのであれば、特段裁判実務上の支障はないと考えられます。ただし、保護命令制度は、もともと民事行政的作用を有しているものの、行政機関ではなく、裁判所がその判断を行うとされたのは、対象とする行為や命令の特殊性によるものとされていました。暫定的な命令を警察が発令するとすれば、この考え方との整合性や、それに対する不服申立てをどのように組み立てるかが問題になると思います。

- (3) 加害者退去を原則とするとの問題提起については、前に申し上げたように、その意味するところは必ずしも明らかではありません。その具体的な意味を明らかにした上で議論をすべきと思います。保護命令の申立てがあった場合、多くのケースでは接近禁止命令の申立てにとどまり、退去命令の申立てはありませんが、どういう場合に加害者退去を原則にするかが明らかでない議論がしにくいものと思います。

論点③について

- (1) 罰則の強化については、現時点では、特に意見はありませんが、ストーカー規制法の罰則が引き上げられているのであれば、その引き上げには理由があると思いますが、保護命令の対象・要件とのバランスも考える必要はあると思います。
- (2) 保護命令の期間を拡大することには特に意見はありません。退去命令以外の接近等禁止命令については、ストーカー規制法の禁止命令と合わせて1年とすることは、理由があるものと思います。ただ、保護命令の対象・要件とのバランスを考える必要があることは前記のとおりです。期間を6月と1年を併存し、選択的な申立てとすることは、期間についての争いが生じ、迅速な発令を阻害するおそれがあるので賛成できません。保護命令については、17条で取消制度もあり、必要がなくなれば、申立人において取消しを求めれば足りると思われま。
- (3) 延長と再度の発令にどのような違いがあるかは分かりません。その具体的な意味を明らかにした上で議論をすべきと思います。仮に保護命令の期間を

1年に拡大する場合、新たに延長という制度を設ける必要があるかどうかは慎重に検討すべきことと思います。再度の申立てが許容されているかどうか退去命令の再度の申立てを許容する改正の際に分かりにくくなっているのので、現行法18条の規定ぶりを分かりやすくし、その明確化を図ることで対処可能であると思います。